意見の概要及び意見に対する市議会の考え方(考慮した結果及びその理由)(パブリックコメント)(条文順)

N o	意見の概要	意見に対する市議会の考え方 (考慮した結果及びその理由)
	前文 冒頭の段落の3行目に「地方自治の本旨の実現」とあるが、現	素案どおりといたします。 議会は、日本国憲法において地方自治の本旨に基づき設置されている
1	状は実現が不完全であるということになるのか。「地方自治の本旨 のさらなる進展」を目指すことではないか。	ものであり、現状として地方自治の本旨の実現が不完全ということでは なく、常に地方自治の本旨を実現していくことを使命として活動するも
	前文が少々稚拙である。あるいは、必要ないと思う。	のであることから、このような表現としています。 素案どおりとします。
2		前文において、議会改革及び活性化に取り組む決意を述べております。
3	前文 「地方自治体は、自己責任と主体性をもって」とあるが、この 「自己責任」という表現が気になる。この言葉からは、よくない 内容を想像する。違った表現に直してはいかが。	
4	第1条 「地方自治の本旨に基づき」を削ってはどうか。むしろ、これ を理念として次条で生かすべきだと思う。	素案どおりといたします。 本条例は、地方自治の本旨に基づき市民福祉の向上と市政の発展を目 指すことを目的としています。
5	第2条 2のコメントで述べたとおり、「地方自治の本旨に基づき、住民 自治及び団体自治~」としてはどうか。そもそも、住民自治及び 団体自治が地方自治の本旨であるから、これに依拠したほうがよ い。 「真の地方自治の実現」とはどんなイメージか、いつになれば 「真」といえることになるのか。「地方自治の発展に全力を挙げる ものとする」が穏当ではないか。	素案どおりといたします。 前述のとおりです。 また、真の地方自治の実現とは、住民自治(住民の意思と責任に基づいて行政を行うこと)と団体自治(地方自治体が自らの権限と責任において、地域の行政を処理すること)の確立を指します。

		第3条	修正いたします。
		第4号の「市長及び他の執行機関」は、「市長その他執行機関」	ご意見のとおり、「市長その他の執行機関」に修正いたします。
		か「市長その他の執行機関」がよいと思う。「その他」と「その他	あわせて、「市政に対し」を「市政に関する」に修正いたします。
		の」は法令用語上の意味は違う。「市長その他執行機関」とすれば、	
		市長と市政に携わる執行機関のすべてを網羅することになる。ま	
	6	た、「市長その他の執行機関」とすれば、市長は執行機関のひとつ	
		の例示となる。なお、並列の接続詞で結ぶ「及び他の」とする表	
		現例を見かけたことがない。	
		第 5 号の文の趣旨から「市政に対し」は「市政に関する政策立	
		案~」とならないか。「市政に対し」を生かすならば「市長等に対	
		し、~政策提言を積極的に行うよう努めること」となると思う。	
		第4条	修正いたします。
		第2号は前段と後段がまったく異質である。「~意見を的確に把	第2号について、「市政に関する市民の意見を的確に把握するよう努め
	7	握するとともに、その意見を市政(または議員活動)に反映させ	ること。」に修正し、新たに第5号として「自己の資質を高めて、市民の
	•	るよう努めること」と続くのが脈絡ある文だろう。あるいは前段	代表者としてふさわしい活動をすること。」を追加します。
		のみを「~意見を的確に把握するよう努めること」で一文とし、	
		後段は別建てにしてはどうか。	
		第5条	素案どおりといたします。
8		議員が議員活動を行うために会派を結成することは、同志議員	会派とは、議会内に結成される同志的集合体のことをいい、議員間で
		の間で活動を支援し合うためだろう。つまり、第2項の「議員の	の活動を支援し合うことが原則ではありますが、全国の議会の状況を見
		活動を支援するとともに」の句は不要ではないか。少なくとも「会	ると、必ずしもそうとは限らない例も見受けられます。そのため、あえ
	8	派が議員の活動を支援する」はわかりにくい。例えば「当該会派	て会派結成の目的を第2項に謳ったところです。
		に属する議員は相互に活動を支援する」のであればわかる。	
		この第2項の趣旨は、「政策立案」以下の会派の機能を述べること	
		で十分ではないか。	

第7条

9

10

第1項の「市民参加を促し」は唐突な挿入句で前後の文と機能していない。前段は議員活動の情報公開義務であり、後段は議員活動の説明義務を述べたものと思われる。であれば「~透明性を高めるとともに、市民に対する議員活動の説明責任を十分に果たすものとする」とならないか。ことさら市民参加を強調するのであれば「議会は、市民参加を促すため、議員活動~」としてはどうか。

なお、基本条例が最高規範性を持つものであるならば、個別の 条例に根拠することは避けたほうがよい。つまり「日田市情報公 開条例~との整合性を図りつつ、」を削り、第8項として「第1項 の情報の公開に関しては、別に定めるところによる。」としてはど うか。

第7項の「積極的な情報提供に努め」は必要だろうか。情報は、 第1項で「積極的に公開」し、第6項でも「媒体を通じて提供」 することになっている。しかも、前後の文の筋が通っていない。「~ 場を設け、積極的に市民の意見を把握することに努め、議員活動 に反映~」とすれば筋が通り、かつ意義がある。サイレント・マ ジョリティから意見を聴取することが議員の努めだろう。

第7条第4項

「提出者が意見を述べる機会を保障する」の文言だと、請願や 陳情を提出すれば市民が議会(審議の場)において、直接意見を 述べること(発言)ができると考えられ、さらに拡大解釈すると、 議会が発言を保障すると言うことは市民に発言の権利が生じたと 理解できるのではないか。

条例で定めた市民の権利(とも受け取れる内容)を改正するこ

第7条第1項は、市民参加の促進を図ることを謳っている項目であり、 ご意見のとおり「議会は、市民参加を促すため、議会活動に関する情報 について、・・」に修正いたします。

なお、議会基本条例は議会の最高規範となる条例であり、日田市情報 公開条例は、議会のほか全ての執行機関が対象となるため、素案どおり といたします。

また、第7項については、平成24年度から実施している議会報告会に関する規定であり、市民の意見の把握のみではなく、議会からの情報提供の場を積極的に作ることを規定しているもので、素案どおりといたします。

修正いたします。

「当該請願及び陳情の提出者が意見を述べる機会」を「原則として、当該請願及び陳情の提出者が意見を述べる機会」に修正いたします。

	との重大性を考慮して、「意見を述べる機会を保障する」の文言の	
	再検討されることを意見とする。	
	第8条	素案どおりといたします。
	第2項は運用の問題だろうと思う。基本条例に定める内容だろ	議会における質疑及び質問の回数は、会議規則上3回を超えることは
	うか。少なくとも、「一括質問一括答弁方式にかかわらず、論点を	できないこととなっており、現在は議長許可により運用を行っています。
	明確化するため~」としなければ正確性に欠ける。	そのため、議論を明確化し、傍聴者にも分かりやすくするためにも条例
	第3項の疑問として、市長を委員会に出席要請する場合も委員	で一問一答方式を規定するものです。
11	長ではなく議長が行うことになるのか。「議長から本会議又は委員	また、第3項の委員会への市長等の出席は、委員会条例で議長を経て
	長から委員会」ではないかという確認である。	しなければならないこととなっています。
	ついでながら、論点と争点はどれだけの違いがあるのだろう。第2	さらに、第3項では、これまで認めていなかった市長等の反問権につ
	項や第9条にある「論点」と用語を統一してはどうか。	いて規定するものであり、反問は市長等からの通常の質問のほか議員へ
		の反論も含むことから、あえて「論点」及び「争点」という文言を使い
		分けたところです。
	第9条	素案どおりといたします。
	「政策、計画、施策、事業」の用語の区別が判然としない。政策	「政策」とは、まちづくりをどのような方針と理念で取り組んでいく
	と施策の違い、あるいは計画には事業計画も含むのではないか。	のか示すもので、総合計画の中ではまちづくりの大綱としてまとめられ
	「その政策形成過程」とあるが、文脈から「その政策等の策定過	ているものです。また、「施策」とは、政策を実現していくための様々な
12	程」または「その議案の策定過程」とならないか。	取組を一定のグループにまとめたもので、その中の具体的な取組が「事
12	なお、「策定過程」としたのは、第 14 条に「政策の策定過程」	業」です。さらに、「計画」とは、ここでは市が作成する各部門の基本計
	とある。用語の統一が望ましい。	画等を指します。
		なお、「その政策形成過程」という文言について、施策や事業などの取
		組は全て政策を形成していくための取組でありますことから、ここでは
		あえて「政策形成過程」という表現を使っているところです。
	第 10 条	修正いたします。
13	条文に「また」を使う例は知らない。通常は「この場合におい	ご意見のとおり、「この場合において」に修正いたします。
	て」ではないか。	

	,	
	第 13 条	「又は」と「及び」の混在については、「又は」に統一いたします。ま
	第1項中「~政策提言など」は「~政策提言等の」としてはど	た、「等」と「など」については、「等」に統一いたします。
	うか。	第3項については、今後、議会として政策研究会を組織し、運営して
	全体を見渡すと「政策立案又は政策提言」と「政策立案及び政	いく予定でありますが、あくまでも任意の組織であるため、条例で謳う
14	策提言」が混在している。どちらかに統一すべきと思う。付言す	ことにより、その位置付けを明確にし、充実強化を図るものです。
14	ると「又は」と「及び」の両方の意味を与えたい場合は、立法上	
	「又は」を使うことになっている。また、「等」と「など」も不統	
	一。見直しが必要だろう。	
	第3項は、第2項で「別に定める」ことになる政策研究会の運	
	用で措置すればよいと思う。ことさら基本的事項と思えない。	
	第 15 条	修正いたします。
	第1項に「(以下「委員会等」という。)」とあるが、委員会の	「委員会等」については、単に「委員会」と、また、第 2 項について
	ほか、例えば審議会や研究会があるわけではない。ここは「(以下	は、第12条に、本会議のほか全ての会議について議員相互間の討議の規
15	単に「委員会」という。)」となるところだ。	定を設けていますので削除し、新たに、別に委員会条例で定める旨の規
15	第2項は、第12条にある「自由な討議」と何が違うのか。この	定を設けます。
	項は蛇足と思う。むしろ、この第2項に「前項に定めるもののほ	
	か、委員会に関しては、別に条例で定める」としたい。「委員会条	
	例」の根拠になろう。	
	第 16 条	修正いたします。
	第1項は、単に政務活動費の根拠を述べているにすぎない。し	第1項について、「政務活動費は、議員による政策研究等に資するため、
	かも、7の第7条第1項のコメントで述べたように、最高規範とさ	議員個人に対して交付するものとする。」に修正し、新たに第4項として
16	れる基本条例には、個別の条例に依拠しないほうがよいだろう。	「前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定め
16	第17条(政治倫理)第2項、第18条(議員定数)第3項及び第19条	る。」を追加します。また、これにあわせて、第17条第2項の文頭に「前
	第3項は、その考えにあるわけだから、ここも「前2項に定める	項に定めるもののほか、」、第18条第3項及び第19条第3項の文頭に「前
	もののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める」として	2項に定めるもののほか、」を追加します。
	最後の項に置くべきではないか。	

	なお、第17条第2項、第18条第3項及び第19条第3項におい	
	て「前○に定めるもののほか、」と入れたい。	
	第 16 条第 3 項	政務活動費につきましては、ホームページにおいて収支報告書を掲載
17	政務活動費については、収支報告ではなく何を調査・研究した	しております。なお、詳細な内容につきましては、情報公開請求をする
17	のか、内容の公開が必要と思う。市民が議員の調査等が適切であ	ことにより閲覧できます。
	るか判断できるようにすべきである。	
	第 16 条第 3 項	インターネットで閲覧できない場合は、議会事務局にて閲覧が可能で
18	「政務活動費に係る収支報告を市議会ホームページ等で公開し	す。また、市役所1階の行政資料コーナーでも閲覧できます。
10	なければならない」とあるが、インターネットに接続していない	
	人はどうすればよいのか。	
	第 18 条第 2 項、第 19 条第 2 項	修正いたします。
19	「市民の意見の聴取及び反映」の表現に違和感がある。「意見を	「市民の意見の聴取及び反映」を「市民の意見の聴取及びその適切な
19	聴取」し、その結果、建設的または合理的な「意見を反映」させ	反映」に修正いたします。
	ることにならないか。	
	第 19 条	素案どおりといたします。
20	第1項の「類似する他市」は、何が類似といえるのか説明がい	「類似する他市」とは、人口規模や財政規模、行政面積等日田市と同
20	ると思う。例えば「市民規模、予算規模等類似する他市」のよう	規模の市のことを言います。分かりにくい文言については、解説等で説
	にする。	明を加えます。
	第 21 条	修正いたします。
	「政策形成、政策立案等」は、第13条第1項の表現に合わせて	「政策形成、政策立案等」については、文言の統一を図ります。
	「政策立案又は(及び?)	なお、本条例の制定後、政策研究会を設置し、政策立案又は政策提言
21	政策提言等の政策形成」となるところだが、「政策形成」はこれら	等に取り組んでいくこととしており、目的が達成されているか適宜検証
21	立案や提言のプロセスであるからことさら明記する必要はないだ	を行うこととしています。
	ろう。	
	なお、本基本条例において、能力向上の議員研修のほか政策研	
	究機関の設置や議会事務局の体制強化を規定している。議会自ら	

		,
	条例制定、改廃に実績を上げなければ、仏作って魂入れずになる。	
	自治基本条例と議会基本条例の位置関係と、それぞれが最高規	自治基本条例については、市におけるまちづくりの最高規範として。
22	範と定義されていることについての考えがあれば説明願いたい。	議会基本条例については、市議会における最も基本的な事項を定めた議
22	自治基本条例と議会基本条例それぞれが最高規範と定義され、並	会の最高規範として位置づけているものです。
	立していることに何となく違和感がある。	
	議会基本条例の制定にあたって、市議会自らが議会改革の一環	第7条において「市民参加及び市民への情報提供」を規定しており、
	と思われる施策(市民から意見を拝聴)に取り組まれることは大	市民に対する説明責任を果たしていきます。
	変よいことと思う。	
	議会や議員になれば、法令、規則、条例、申し合わせ等を遵守	
23	すべきと思う。当然、権限や責任、使命といった任務、権利、義	
	務も課せられる。それらを市民はあまり知りえない。市民は知る	
	ことにより、参加すべきは参加すると思う。今以上に議会や議員	
	に対する愛着感が生まれ、会話が弾み、議会等への関心も深まる	
	と思うがどうか。	
24	市議会の開催日が年4回と固定化しているが、時期、期間を設	ご意見として承ります。
24	定せず、議会はいつでも開催できるようにしてはどうか。	
	質疑応答では要点を絞り、何をどうしてもらいたいのか。その	第4条において「議員の活動原則」を、第8条第2項において「論点
	結果どういうふうになるのか。市民が身近に感じることばかりな	を明確化するため」の規定を設けております。
25	ので、工夫したらと思うがどうか。	
25	職業議員であってはならないと思うし、負担に応えられる方に	
	なっていただきたい。そして、私利私欲に走ってはいけないと思	
	うがどうか。	
26	一般質問、委員会での反問権の導入、また、市民の議場や委員	ご意見として承ります。
20	会に自由に傍聴される事は、大変良い事と思う。	
27	一般質問で複数の議員が質問する場合、今までは全員に回答し	ご意見として承ります。
۷۱	ていたが、二人目からは「○○議員に回答した通りです」と回答	

	する事を認める。しかし、回答が自分の質問と違う場合は、追質	
	問で回答を求める。	
	議員報告会等に市民参加が少ないのは、日頃から市民と議員の	ご意見として承ります。
	交わりがなく、本来の市民の代表になってないように思える。選	
28	挙時点に今一度省みて、日頃から地域や自治会、市民の活動する	
	事業等に参加し、市民のための一般質問の内容を考えれば、まだ、	
	市民は参加し、また、議場にも傍聴すると思う。	
	議員定数の削減は、他市の状況や本市の財政、人口、地域、面	ご意見として承ります。
	積等を詳しく検討し決定すべき。一概に改革という名のもとに、	
	削減すべきではない。組織や団体、宗教等には削減はないと思う。	
29	ただ、一般地域からの出身議員が該当となり不平等と思う。また、	
	議員報酬も減額すべきでない。一生懸命市民の代表として市政を	
	監視し、市民の生活向上に努めるべき。そうすれば、市民からも	
	理解される。	
	政務調査費の中で議員個々の議会報告(チラシ)は、市議会で	ご意見として承ります。
30	議会報告が4回あり、二重で不要と思う。(調査費の該当は不要で	
	ある。)	
	議会基本条例の策定、立派なことだと思う。今後、議会と市と	ご意見として承ります。
31	私たち市民が、融和と緊張を持ちながら市政をよりよいものにし	
	ていきたいと思う。	